

少し複雑である。服虔・濱口説は、『論衡』射短篇・漢律佚文などに見える「居更」を無視して立論したものであり、事實を單純化しすぎてゐるのである。更卒の就役様式については、踐更・過更・居更およびその根幹にある更を含めた全體的理解が示されなければならない。

本報告は、更卒制度の中核をなす就役様式について再検討を加え、更卒制度全體の見直し作業の手掛かりを得ようとするものである。

『キタープ・パフリエ』

ヒジュラ暦九二七年本系寫本

新谷 英治

一六世紀初頭にオスマン朝の海軍指揮官の一人ビーリー・ライースによつて成立した地中海航海案内書『キタープ・パフリエ』の寫本には二種の系統がある。ヒジュラ暦九二七（西暦一五二二）年成立とされる原本に基づく寫本と、同じく九三一（一五二六）年完成の原本に基づく寫本であり、それぞれ二三寫本、九寫本が知られる。報告者は先に九三二年本系のスレイマニエ圖書館所藏アヤソフィア二六一二番寫本文の分析を試みたが、これ以外の九三二年本系諸寫本及び九二七年本系諸寫本の検討は、Paul Kahle, *Syriac Sources* らの研究はあるものの十分には行われていない。

今般九二七年本系寫本八點の寫しを入手できた。これらの寫本の

形態はけつして一様ではなく、しばしば章の配列（敘述の流れ）の亂れ、脱落などが起こっており、また全體の三分の一程度が九三二年本系の内容である寫本も存在する。知られてゐる最古の寫本である東ドイツ國立圖書館所藏B¹三八九番寫本は不完全であり、やや時代は下るもののトプカプ宮殿博物館所藏バグダード三三七番寫本がより本來の姿に近い。

このバグダード三三七番寫本を中心にしつつ九二七年本系寫本の構成、内容を検討すると、敘述の流れは概ねアヤソフィア二六一二番寫本と同様でありながら、西地中海北岸區域ではアヤソフィア二六一二番寫本と異なり敘述の逆行現象が起こつていないこと、またオスマン朝領外の港や停泊地の説明でオスマン朝艦隊の派遣を意識した表現が見られることなど、いくつかの注目すべき事柄が知られる。検討對象の寫本は僅かに八寫本であるが、それらの相互の比較検討及びアヤソフィア二六一二番寫本との比較によつて得られた知見は、『キタープ・パフリエ』の全體像解明の手掛かりとなる。

マスウーディーの『黄金の牧場』

第三～六章をめぐつて

竹田 新

『黄金の牧場と寶石の嶺山』は、イスラーム圏の旅行に多年を過ごした二イマーム派のアディーブ (adīb, 文人) マスウーディー

(al-Ma'ūdī, 九五六年没)が著した、創世から彼の同時代に及ぶ世界史である。タリーフ (al-Talīf, 年代記)でなく、主題別の歴史敘述形式をとり、アフバル (al-ḥabār, 「情報」)の代表的作品といえる。地理など百科全書的内容を含む一方、イスナード (isnād, 傳承者系譜)や出典をあまり明示しない。第三―六章(この書の最初のまとまった歴史記述)は、神の天地創造からムハンマド以前の人々(イスラエルとアラブ)までを扱い、聖書の歴史に、アラブの傳説を加味し、シーア派から見た人類史となっている。

本發表では、この『前イスラーム史』の諸特徴(ムスリムの史觀とシーア派の世界觀ほか)を、タバリー (al-Ṭabarī)の『諸使徒と諸王の歴史』(「同時代の代表的な世界史」などとの比較をまじえて、検討してみたい。

「徴兵免除」嘆願書にみる

一九世紀中葉エジプトの農村社會

加藤 博

一八二三年、エジプト政府は農民の兵士としての徴發を開始した。以後、この徴兵は、近代的教育制度と並んで、國民國家エジプトの形成にとって根幹的制度として機能する一方、農業勞働力を奪う「血税」として、農民の怨嗟のまこととなった。

ところで、一九世紀中葉までのエジプトでは、村長を含む地方行政官の不正(ズルム)に對して、中央權力への直訴が認められてい

た。當然のことながら、こうした直訴の主たるテーマの一つは「徴兵」であった。

そこで、本發表では、エジプト國立公文書館に所藏されている『エジプト總督内閣官房トルコ語局文書』に收められている幾つかの「徴兵免除」嘆願書を紹介し、それらが作成された時代背景、それらの形式と内容を解説するなかで、一九世紀中葉エジプト農村の社會構造、およびそこに住む農民のメンタリティーのあり様を少しでも明らかにすべく努めたい。

南宋の官米調達について

島居 一康

南宋における上供米は、當初は北宋の方式を踏襲し、年額約四七〇萬石に不足する部分は和糴によって調達していた。しかし紹興末年(一一六〇ころ)に兩稅秋苗の實徵額三三三萬石を上供額として固定したため、和糴は上供額との直接の關連を失い、これと並行して豐儲倉など諸倉の備蓄目標額にもとづき、諸官司によって隨時和糴が行われるようになった。中央の官員および禁軍兵士に支給する上供米の缺額補完を目的としていた和糴は、これ以後は獨自に諸倉に備蓄し、主に賑濟にふりむけることを目的とするようになる。

南渡後紹興末年にいたる三〇年ほどの間、兩稅秋苗の實徵米はその全額を上供していたため、州縣には地方官や兵員に支給すべき財源がなく、ときに實徵額の二〇〇%にも及ぶ加耗米を附加徴收して